# 令和４年度第３回佐倉市指定管理者審査委員会会議記録

<table>
<tr><td>日時</td><td colspan="2">令和４年９月１９日（月）午前１０時００分～午後４時３０分</td></tr>
<tr><td>場所</td><td colspan="2">佐倉市役所議会棟２階第４委員会室</td></tr>
<tr><td>出席委員</td><td colspan="2">八木直人（委員長）、櫻田孝（副委員長）、菅原優輔、<br>室谷利子、吉光孝一</td></tr>
<tr><td>オブザーバー</td><td colspan="2">（さくらんぼ園）<br>社会福祉法人はーとふる　理事長　小林　公平　氏<br>（よもぎの園）<br>社会福祉法人菜の花会　理事長・統括施設長　小林　勉　氏</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施設所管課</td><td>障害福祉課</td><td>山本課長、土屋主査、東城主査、<br>濱田主事</td></tr>
<tr><td>商工振興課</td><td>高橋課長、河内主査、三田主任主事</td></tr>
<tr><td>事務局</td><td>資産経営部<br>資産経営課</td><td>小菅部長、渡部課長、橋本副主幹、<br>飯塚主査、金田主任主事</td></tr>
<tr><td>傍聴人</td><td colspan="2">０人</td></tr>
<tr><td>議題</td><td colspan="2">１　申請状況報告［公開］<br>２　審査方法確認［公開］<br>３　委員協議［非公開］<br>（１）さくらんぼ園<br>（２）スマートオフィスプレイス<br>（３）よもぎの園<br>４　その他</td></tr>
</table>

※佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第１５条第４項の規定により、障害者福祉分野に詳しい方の専門的見地から助言を頂くため、社会福祉法人はーとふる　小林　公平　理事長と、社会福祉法人菜の花会　小林　勉　理事長・統括施設長に、オブザーバーとしてご参加頂いた。

## １　申請状況報告

事務局より、それぞれ以下の通り申請があったことを報告。

佐倉市さくらんぼ園　　　　　　　１団体
佐倉市よもぎの園　　　　　　　　１団体
佐倉市スマートオフィスプレイス　１団体

## ２　審査方法確認

今後の審査方法について協議を行った。

本日の委員会では、提出書類による審査を行ったが、各団体を対象に個別ヒアリングの必要性が確認されたため、答申の決定においては、委員会での個別ヒアリングを実施した上で、審査結果の答申をまとめていく方針を決定した。

## ３　委員協議

事前の個別審査に基づく、施設ごとの所感報告や意見交換等を行う。

各施設における所感や意見等は、以下のとおりである。

### （１）佐倉市さくらんぼ園（施設所管課：障害福祉課）

**（施設所管課報告）**

・１者からの応募があり、提出された申請書類を確認したところ、申請資格を有し、欠格事項に該当しないことを確認した。

・施設所管課の当団体に対する所感は大きく分けて以下の３点である。

① 指定管理者としての実績が十分にある

② 児童発達支援センターの役割・意義について十分な理解のもと、地域の中核的な療育支援施設として運営できるものと感じている

③ 人員配置や教育研修体制について評価できる

**（質疑・意見等）**

【委員】

児童福祉法の改正について、どういった背景があるのか。

【所管課】

地域における児童発達支援センターの果たす機能が整理されておらず、役割分担が明確でないということがある。

児童福祉法の改正によって福祉型・医療型の一元化が図られ、中核的な役割を担うことを明確化するための改正となっている。

【委員】

地域の中核というのであれば、福祉型と医療型が一体化していなければならないと考える。そこで、市としてはさくらんぼ園に対してどのようなことを望むのかについて伺いたい。

【所管課】

現状、福祉型となっているが、医療的ケア児への支援は課題としてある。今後、看護師の配置を行い、さらに医療的ケア児への支援についても取り組んでいくということを確認している。

【委員】
医療型の体制ができていない中で、中核的な施設となりえるのか。

【所管課】
医療的ケア児の受け入れについては、さくらんぼ園含めて市内のいくつかの事業所で実績がある。今後、看護師を常時配置とすることでさらに体制を整備していいただくようお願いしていきたいと考えている。

**（委員所感報告・意見交換等）**
【委員】
収支計画のところで、多機能事業所として展開していくとのことだったため、人員配置の状況や経費について確認した。過年度の数値とも比較したが妥当な範囲だと言える。

【委員】
安全管理について、園児が新型コロナウイルスに感染して自宅待機をしていた場合に、治癒証明書の提出を求めるのか。

【所管課】
当初と現状で差があるが、現状では疫学的調査は行わず、国の基準に基づいて施設で判断することとしている。

【委員】
事業計画について、きめ細かい提案がされているが、本当にやってもらえるのかということを心配している。

【委員】
良かった点としては、公の施設を運営するにふさわしい理念を持っているという点と、保護者の要望や意見を取り入れる仕組みがあるという点。
反対にあまり評価できなかった点としては、情報発信と安全管理。情報発信については良いと思える点があまり見当たらなかった。安全管理については具体的な記述がなく、事故を起こさないために何をするのかがわからなかった。

【委員】

毎日職員が掃除を行うことで、子どもにとって危ない場所をすぐに発見できるというのは良い取り組みだと感じた。安全管理の部分については、マニュアルが整備されている。

教育研修体制について、様々な研修を実施しているとのことであったため事業報告を確認したところ、参加が全くなかった。コロナ禍ということもあるが、オンラインでの研修も選択肢としてあり、もっと参加できるのではないか。

人材確保のところで、継続して勤務してもらえるように独自の役職手当をつけるとのことだが、どのような内容か疑問である。

【委員】

効用発揮の中で、保護者から指定管理を継続してほしいという声があがっているが、これはさくらんぼ園で育っていった子どもたちが小学校に上がってからも、継続して市が見守れるようにという意味だと感じた。

親子通園に関しては、保護者の負担等を考えると果たしてそれが必ずしも良いかというとわからない。

経費について、稼働率が約100%なので大幅な利用者増加は見込めない中で、中核的施設として今後どのように対応を考えていく必要があるが読み取れなかった。

個人情報等、情報の持ち出しについて記載がなかった。

【オブザーバー】

児童発達支援の目的は、親が一時的に子どもから離れて休めるようにする（レスパイト）ことと、子どもたちがどうやって成長するかを親に教えること。親に子どもへのアプローチの仕方を教えるためにも親子通園は必要であると考える。

【委員】

リスク分担で、1件当たり10万円未満の修繕については指定管理者が負担することとなっているが、10万円ではできることがかなり限られるので、指定管理者自身でできる範囲を広げる意味でも、リスク分担については今後検討していってほしい。

【所管課】

市の予算にも限りがあるため、現状として対応しきれていない部分もある。今後検討していきたい。

**（個別ヒアリングの実施について）**

個別ヒアリングを実施することとする。

**（２）佐倉市スマートオフィスプレイス（施設所管課：商工振興課）**

**（施設所管課報告）**

・１者からの応募があり、提出された申請書類を確認したところ、申請資格を有し、欠格事項に該当しないことを確認した。

・施設所管課の当団体に対する所感は以下の通り。

① スケールメリットを活かし、運営の効率化や利用者の拡大が期待できる。

② ビジネスコミュニティの運営について、新たなビジネス展開を創出させる可能性を秘めており、施設の設立趣旨に合致している。

③ 総合子育て支援センターとの連携が独自事業として提案されており、子育て世代に向けた利用促進を図ろうとしていることが感じられた。

④ シェア工房の利用拡大策として、DIY 目的の利用にも対象を広げて成果物を販売するようになった方に支援を行うと提案されているが、DIY 目的の利用者を起業につなげられるよう具体的な仕組みについても考えてもらいたい。

**（委員所感報告・意見交換等）**

【委員】

今後のサービスについてどのような提案がされているかということを重視して審査を行った。多様な働き方に関する提案と、起業・創業支援に関する提案については、総合的に見て評価をした。

【委員】

創意工夫が感じられる。評価については、総合的に考え公共性を高く評価した。

【委員】

全体的に厳しい評価となった。目標数値を具体的に書いてほしい。計画の実現性にも関わってくる話なので、厳しく指摘していかなければならないと考える。人員配置や教育研修体制について、力を入れているということがあまり感じられなかったため、評価がしづらいところであった。

【委員】

情報発信が特定の地域に限られているのではないか。市全体に向けて行っ

た方が良い。また、収支計画について、人件費や光熱水費の積算根拠に疑問がある。

【委員】
公の施設を運営するにふさわしい理念を持っているかというところで、市の施設としてというよりは当団体としての理念が書かれているように感じた。

**（個別ヒアリングの実施について）**
個別ヒアリングを実施し、収支計画の人件費や光熱水費について積算根拠がわからなかったため、事前にそれらについての説明資料を求めることとする。

**（３）佐倉市よもぎの園（施設所管課：障害福祉課）**
**（施設所管課報告）**
・１者からの応募があり、提出された申請書類を確認したところ、申請資格を有し、欠格事項に該当しないことを確認した。
・施設所管課の当団体に対する所感は以下の２点である。
① 就労継続支援事業所や障害者の相談支援を行う事業所の運営など、佐倉市を中心に障害福祉サービス事業を展開する法人である。また、同法人は障害福祉サービス以外にも指定管理者の請負実績もあることから、市民の福祉の向上に貢献している団体といえる。
② 市としては、施設の管理にとどまらず、障害福祉サービスの提供を中心に考え、人的能力と施設の価値を高める効用発揮に期待をしている。これらについては、運営に必須となる資格に限らず社会福祉士等の有資格者が複数在籍していることや、相談支援事業の実施についても市の方針と合致していることから、市の期待に応えられるものと感じている。

**（委員所感報告・意見交換等）**
【委員】
全体的に大きな疑問点はなかった。人的能力やサービスの仕組みについて高く評価している。
また、安全管理についてもマニュアルが作成されており、訓練も行っているということなので、取り組みとしては十分である。
修繕等の維持管理については、今後市とコミュニケーションをとっていくことが必要だと考える。

【委員】

利用者の立場からの評価についても意識をして審査した。土曜日に開所することについては、施設の利便性を考えてのことだと感じる。施設の運営業務やサービスの向上が期待できることから、これらの点について高く評価した。

【委員】
市の施策に適合した運営方針かというところで、「市の施策を理解しているか」というところがわからなかった。効用発揮については、新しい取り組みが見て取れなかった。
福祉施設であるため安全管理については丁寧に対応してほしい。就労継続支援の今後について、具体的に何をしていくのかわからなかった。

【委員】
地域住民と障害を持った人との交流を深め、孤立しないようにするということが期待できるため、公共性についてとても高く評価している。
独自事業については職員の負担が増えすぎてしまうことを懸念している。
利用者の行う作業を効率面だけでグループ分けをして行うというのは、利用者同士の差別につながってしまうのではないかという不安がある。
職員の研修計画について、計画通り実施できていないのではないか。広く研修の機会を与えてほしい。
また、修繕について指定管理者の方ができる範囲を広げられるよう検討してほしい。

【委員】
高齢の利用者や家族の不安に対する法人全体としての意識等、幅広い運営実績から広い視野でこの施設を捉えている。利用者の作業について、役割分担を行うことで作業をしやすくしたり、補助具を作成するなど効率的に作業を行えるよう考えられている。

【オブザーバー】
建物の老朽化に伴い、修繕箇所は増える一方であるが、市で全て直すことは難しい。提案を見る限り、市の方で直してほしいという印象が強いが、こうした費用について、市と指定管理者の間でどのように負担することになっているのか。

【所管課】
10 万円までは指定管理者が対応することとしている。また、不具合がある場合にはすぐに報告してもらうようにしており、急場の対応等はしてきてい

る。

【オブザーバー】
研修について、よもぎの園ではなく法人全体の研修について書かれているのではないか。職員の半数以上が非常勤であるため、そういった方に対して積極的に研修が提案されてもよいと感じる。職員が定着していることは素晴らしいと感じる。
新型コロナウイルスに対するマニュアルが、古くなってしまっているのではないかということが気になる。

【所管課】
研修計画や新型コロナウイルスのマニュアルについては確認していきたい。

【オブザーバー】
先ほど委員から、作業を効率面によってグループ分けしたときに利用者同士の差別につながるのではないかといった話があった。グループ分けをするのは本人のできることを伸ばし、興味がある仕事をしてもらうという考え方によるものであり、それが差別につながるというわけではない。本人や家族に理解していただき、配慮をすることは必要である。

【委員】
研修プログラムについて、オブザーバーの意見を伺いたい。

【オブザーバー】
施設長の考え方にもよるが、他の施設の見学を行ったり、職員や利用者同士でのコミュニケーションについての研修があっても良いのではないかと思う。

【委員】
メンター制度について、一般によく行われているのか。

【オブザーバー】
例えば自分のいる施設では、新しい職員に対して先輩後輩という関係でなく、お兄さん役やお姉さん役の職員をつけてアドバイスを行ったりしている。

【委員】
土曜日に開所するというのは、利用者から要望があってのことか。それとも事業者の発案か。

【所管課】
　土曜日は隔週で開けているが、利用者のニーズにこたえるために可能な範囲で対応している。

【オブザーバー】
　連休などがある場合、すべて休んでしまうと収入が減り、経営が成り立たなくなってしまうため、営業日数を確保しているという部分もあるのではないか。

【委員】
　施設の利用者が就労継続支援B型からA型に移行する事例はあるか。また、反対にA型からB型へ移ることもあるか。

【オブザーバー】
　人にもよるが、その人に合う職場があればチャレンジしてみるという事例はある。また、A型からB型へという事例もある。

【委員】
　利用者の高齢化に関連して、このような施設は足りているのか。また、グループホームに移行する人も増えていると思うが、そちらについても足りているのか。働けなくなった人のフォローについて、どのような形で次につなげるのか伺いたい。

【オブザーバー】
　グループホームの数は年々増えてきており、入所施設よりも多くなっている。高齢になったときにグループホームに入れるかということについては、最近でも営業を行っているところを見るので、空きがあるのではないかと認識している。就労していた人であれば、探せば見つかる世の中になっている。いつまで働けるかというのは、体力的な面も勘案し、会社がどこまで仕事を見つけてあげられるかということになる。

**（個別ヒアリングの実施について）**
個別ヒアリングを実施することとする。

## ４　その他

会議記録について、内容は要点をまとめたものとし、発言者の氏名は載せないこととすることを改めて確認した。

（事務連絡）

次回の会議は９月２６日で、個別ヒアリングと、推薦の可否や答申に記載する内容についての委員協議となる。

以上